

答申第 694 号

平成 30 年 11 月 13 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 4 月 20 日付けで諮問された特定会議参加根拠文書等一部非公開の
件（その 2）（諮問第 812 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 実施機関が、公開請求の対象となる文書として、特定事務所において行われた平成29年5月26日付け打合せ記録簿、同年6月2日付け打合せ記録簿、同年7月20日付け打合せ記録簿、同年9月1日付け打合せ記録簿及び同年11月27日付け打合せ記録簿を特定し、公開したことは妥当であるが、前記5日分の打合せ記録簿に添付された資料については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。
- (2) 実施機関が、前記5日分の打合せ記録簿のうち、平成29年7月20日付け打合せ記録簿及び同年11月27日付け打合せ記録簿の一部を非公開としたことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成30年2月15日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、平成29年5月26日、同年6月2日、同年7月20日、同年9月1日及び同年11月27日に特定事務所において開催された会議（以下「事務所会議」という。）に実施機関が出席した根拠となる文書及び会議録類並びに同年4月19日に特定法人Aの本部で開催された会議（以下「法人本部会議」という。）に実施機関が出席した根拠となる文書及び会議録類（以下「本件対象文書」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成30年3月1日付けで、平成29年5月26日付け打合せ記録簿、同年6月2日付け打合せ記録簿、同年7月20日付け打合せ記録簿（以下「甲文書」という。）、同年9月1日付け打合せ記録簿及び同年11月27日付け打合せ記録簿（以下「乙文書」という。）（以下「本件打合せ記録」と総称する。）を対象文書として特定の上、甲文書及び乙文書に記載された特定法人Bの担当者氏名（以下「本件非公開情報」という。）については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できる情報であるとして、条例第5条第1号本文を理由に非公開とし、また、実施機関が事務所会議に出席した根拠文書並びに実施機関が法人本部会議

に出席した根拠文書及び会議録については、不存在であるとする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成30年3月6日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書の特定について

ア 実施機関は、平成29年4月19日以降も、同年5月26日、同年6月2日、同年7月20日、同年9月1日及び同年11月27日に特定事務所において特定地区のまちづくり実現化検討等に係る打合せに出席しているが、実施機関がこれら打合せに出席した真の根拠となる文書が公開されていない。

イ 実施機関は、前記アの打合せに出席した根拠文書は存在しない旨説明するが、根拠がなければ、これらの打合せに実施機関が出席する必要はなく、出席したからにはその根拠を示す文書が存在するはずである。

ウ 実施機関が、特定法人Cと特定日付けで取り交わした確認書（以下「本件確認書」という。）の内容に照らせば、当該確認書が本件請求の対象となる文書として特定されるべきである。

(2) その他

ア 実施機関は、事務所会議及び法人本部会議を提案した自治体名を公開すべきである。

イ 実施機関は、特定法人Cと本件確認書を取り交わした後、実施機関の提案により特定協議会の組織を拡充しているが、それ以降、実施機関が出席する会議及び委託等が多くなっている。

4 実施機関（県土整備局都市部交通企画課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第20条第3項の規定に基づき当審査会に提出した意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号本文該当性について

甲文書及び乙文書には、事務所会議に出席していた特定法人Bの担当者名が記載されており、これは、条例第5条第1号本文に規定された「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当する。また、同担当者は取締役等の登記簿に掲載される役職者ではなく、その名前がホームページに掲載される等、公になっている情報ではないため、同号ただし書きイには該当せず、同号ただし書きア、ウ及びエについても当然該当しない。

(2) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 事務所会議及び法人本部会議に実施機関が出席した根拠文書について

事務所会議は、特定地区のまちづくりに関して、関係機関の担当者同士の情報共有や意思統一のために行ったものであり、法人本部会議は、人事異動に伴う挨拶のために行ったものである。

実施機関においては、通常、実施機関の意思決定が伴わない担当者同士の打合せ、助言等を受けるのみの打合せ、挨拶等については、出席に至る経緯、打合せの開催趣旨、目的、議題等に関する文書を作成していない。事務所会議及び法人本部会議のいずれについても、実施機関が何らかの意思決定を行うことを目的に開催されたものではないため、実施機関は、これらに係る文書を作成しなかったものである。

イ 事務所会議及び法人本部会議に係る会議録について

もともと、事務所会議については、打合せ終了後に打合せ記録簿を作成しているため、実施機関は、本件打合せ記録を本件対象文書として特定したものである。

他方、法人本部会議については、人事異動に伴う挨拶のために実施機関は出席したものであるが、これに合わせて担当者同士の打合せも行われた。しかし、当該打合せの内容が実施機関の主管事業に関するものではなかったことから、実施機関は、打合せ終了後に打合せ記録簿は作成せず、口頭による報告のみを行ったものである。このため、法人本部会議に関する会議録等は存在しない。

ウ その他の文書について

本件打合せ記録のほかに、本件対象文書に該当する文書が存在すれば、実施機関が定めたファイル基準表上の「特定協議会総会・各種会議」又は「関係会議」に保存された文書が該当する。そのため、実施機関では、これらのファイルはもちろんのこと、周辺のファイルについてもくまなく検索したが、本件行政文書のほかに本件請求の内容と合致する文書は存在しなかった。

また、念のために、実施機関において、事務所会議に関する担当者のメモ等、条例第3条第1項に規定される行政文書に該当しないとされる文書についても検索したが、本件請求の内容と合致する文書は存在しなかった。

5 審査会の判断理由

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

そこで、本件非公開情報の同号本文該当性について、以下、検討する。

当審査会が確認したところ、本件非公開情報は、特定法人Bの担当者の氏名であり、これらは個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることは明らかであることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書き該当性について

もともと、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る

情報」(同号ただし書ウ)、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

これを本件について見ると、前記アにおいて、同号本文に該当すると判断した情報は、特定法人Bの担当者の氏名であり、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(2) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 実施機関が事務所会議及び法人本部会議に出席した根拠文書及び会議録について

(ア) 事務所会議及び法人本部会議の出席に至る根拠文書

審査請求人は、根拠がなければ会議に出席する必要はないため、会議に出席している以上、その根拠となる文書が存在するはずである旨主張する。しかし、当審査会が確認したところ、実施機関においては、意思決定を伴わない担当者同士の打合せ、助言等を受けるのみの打合せ、挨拶等については、事前に打合せの開催趣旨、目的、議題等に関する文書を作成せず、当該打合せに出席することについて、起案文書を作成しての伺いを立てないこともあることが認められる。

a 事務所会議

当審査会が確認したところ、本件打合せ記録の内容に照らすと、事務所会議は、特定地区まちづくり実現化検討等に向けた担当者同士の打合せであり、実施機関としての意思決定を伴うものではないことが認められる。そのため、当該会議への出席に当たり、出席に係る起案文書を作成しなかったとする実施機関の説明に、特段不自然な点は認められない。

よって、実施機関が、事務所会議への出席に至る根拠文書を作成していないとして不存在である旨説明していることに、特段不合理な点は認められない。

b 法人本部会議

当審査会が確認したところ、法人本部会議は、人事異動に伴う挨拶を目的に行われたものであり、実施機関としての意思決定を伴うものではないことが明らかである。そのため、前記 a と同様に、当該会議の出席に当たり、出席に係る起案文書を作成しなかったとする実施機関の説明に、特段不自然な点は認められない。

よって、実施機関が、法人本部会議への出席に至る根拠文書を作成していないとして不存在である旨説明していることに、特段不合理な点は認められない。

c その他

なお、審査請求人は、本件確認書が、事務所会議及び法人本部会議に実施機関が出席した根拠文書に該当するはずである旨主張する。しかし、当審査会が確認したところ、特定法人 C と本件確認書を取り交わした際の事務を所管していたのは、実施機関とは異なる所属であり、実施機関においては、本件請求時に本件確認書を管理していなかったことが認められる。そのため、この点に関する審査請求人の主張は採用することができない。

(イ) 事務所会議及び法人本部会議の会議録類

a 事務所会議

実施機関は、事務所会議の会議録として本件打合せ記録を特定しているが、その記載内容に照らせば、本件打合せ記録が、事務所会議の会議録として作成されたものであることが認められる。

よって、実施機関が、本件打合せ記録を本件請求の対象となる文書として特定したことに、特段不合理な点はないと認められる。

b 法人本部会議

当審査会が確認したところ、法人本部会議で行われた打合せの内容は、実施機関が説明するとおり、実施機関の主管業務とは直接関係のない事項であったことが認められる。そして、神奈川県職員服務規程第22条は、公務旅行に関し、原則として復命書の提出を規定しているものの、上司に随行した場合や軽微な事項については、こ

の限りではないとしている。これらを踏まえると、実施機関が、法人本部会議において行われた打合せについては、主管業務とは直接関係がないものとして、口頭による報告のみで所属内における情報共有を図り、その結果、当該打合せに係る会議録を作成していないとしている点に、特段不合理な点は認められない。

よって、実施機関が、法人本部会議に係る会議録を作成していないとして不存在である旨説明していることに、特段不合理な点は認められない。

イ 事務所会議及び法人本部会議に係る会議資料について

(ア) 事務所会議

当審査会が確認したところ、事務所会議の会議録である本件打合せ記録には、当該会議において使用された資料（以下「本件会議資料」という。）が存在することが認められる。このため、本件会議資料が本件対象文書に該当するか否か、以下、検討する。

- a 一般に、会議結果を報告するに当たっては、会議録に当該会議の資料を添付して行われる。しかし、本件については、本件打合せ記録と本件会議資料がそれぞれ独立した行政文書として取り扱われており、実施機関によるこのような取扱いが妥当であるかが問題となる。条例第4条は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する行政文書の公開を請求することができる。」と規定している。同条は、公開請求の対象となるのは「情報」ではなく「行政文書」であることを明らかにしており、公開請求の対象をその情報が記録されている部分のみではなく、当該行政文書全体すなわち行政文書単位とすることを定めたものであると解される。また、複数の文書が存在する場合に、それらの文書が一つの行政文書であるか否かを判断するに当たっては、当該文書の記載内容、性質、作成及び保管状況等の事情を総合的に考慮すべきと考えられる。
- b これを本件について見ると、本件会議資料は、特定地区のまちづくり実現化検討に係る業務委託概要等であり、事務所会議に際して

提示されたものであることが認められる。また、本件打合せ記録の内容は簡素なものであり、本件会議資料の存在を前提として作成されたものと解される。さらに、本件打合せ記録と本件会議資料は物理的に結合されていたことが認められる。したがって、これらの事情を考慮すると、両文書は、全体として一つの行政文書であると評価するのが相当と考えられる。

- c 以上から、本件会議資料は、当該文書を単体として見れば、本件請求の趣旨である「事務所会議に実施機関が出席した根拠及び会議録」に合致しないものの、本件打合せ記録と一体の行政文書と解されることから、本件対象文書に該当すると判断する。

(イ) 法人本部会議

前記ア(7)bのとおり、法人本部会議は、人事異動に伴う挨拶を目的に行われたものであり、これと同時に開催された打合せも、実施機関の主管業務とは直接関係のないものであったことを踏まえると、実施機関が同会議に係る会議資料が不存在であるとしている点に、特段不自然な点は認められない。

よって、実施機関が、同会議に係る会議録が不存在である旨説明していることに、特段不合理な点は認められない。

(3) 審査請求人のその他の請求について

審査請求人は、前記3(2)のとおり、実施機関の事務事業について独自の主張や質問をしている。しかし、当審査会は、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議するものであって、実施機関の事務事業に係る審査請求人の独自の主張や質問に関して調査審議する立場にない。

6 付言

当審査会が確認したところ、本件処分における理由付記は、一部欠如が認められるとともに、該当条項の引用もされていないため、以下、この点について付言する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定に当たり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

よって、今後、実施機関は、全部又は一部の公開を拒む内容の諾否決定を行うに際しては、いかなる根拠によりその判断に至ったのかが分かるよう、具体的な理由付記に努めるべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 4 月 20 日	○ 諮問
8 月 22 日 (第 187 回部会)	○ 審議
9 月 11 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
9 月 26 日 (第 188 回部会)	○ 審議
10 月 30 日 (第 189 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(平成 30 年 11 月 13 日現在) (五十音順)